



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

## 事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「急な飛び出し」

### 【事故概要】

夕暮れ時、渋滞で停止していた対向車のすき間から、急に飛び出してきた歩行者と衝突。

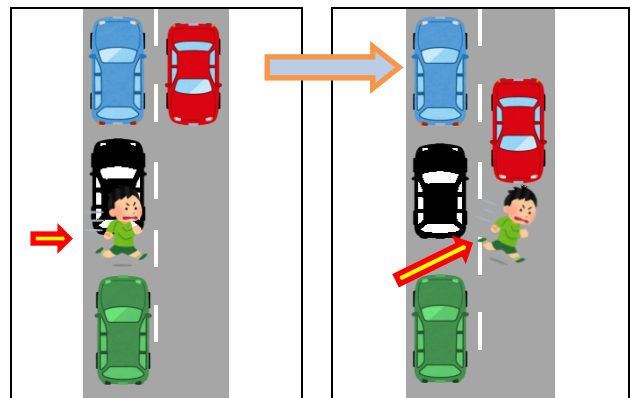
### ドライバー語録

「うわっ!! 人が急に飛び出してくるなんて…。」

夕暮れの帰り道、渋滞で混んでいる対向車を横目に早く家に帰れるはずが突然、人が目の前に。

しっかり前を見て運転していましたが、薄暗くて歩行者に気が付きませんでした。

ちゃんと横断歩道を渡ってもらえれば、お互い交通事故に遭わなかったのに…。



## 見えづらくなる「夕暮れ時の運転は要注意!!」

渋滞時には、死角からの歩行者の急な飛び出しなど、予期しない危険がいろいろと潜んでいます。特に、夕暮れ時は、時間の経過とともに薄暗くなり、視認性が悪くなるなど、運転にも様々な影響を及ぼします。

見えづらい状況の中では、安全な速度で、より慎重な運転に努めて交通事故を防ぎましょう。



## 薄暗くなる前に「早めのライト点灯を!!」

夕暮れ時は、ドライバー側の視認性が低下するばかりでは無く、歩行者側も同様に視認性が低下するため、車や歩行者の発見が遅れたりするなど、お互い見えづらい状況となります。

ぶつかってからお互いの存在に初めて気付くなんてことも…。

ドライバーのみなさん、薄暗くなる前に、自車の存在を周囲に知らせる効果もありますので「早めのライト点灯」を心掛けましょう。

さらに、夕暮れ時には、交通量が増えるため渋滞が発生したり、交差点付近での歩行者の乱横断や信号の変わり目で無理に交差点に進入する車なども散見されます。

また、周囲が暗くなると、運転席から見て右から左へ横断する歩行者を見落としやすいことに気をつけましょう。

## 夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」

- ① ライトオン (Light on) ・ ・ ・ ・ ・ **早めのライト点灯**
- ② ライトアップ (Light up) ・ ・ ・ ・ **目立つ装備・服装**
- ③ ライトケアフル (Right careful) ・ **右側注意**

## 妨害運転（あおり運転）罪が創設されました

令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。これにより、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年の刑に処されることとなりました。さらに、妨害運転をした者は運転免許を取り消されることとなりました。

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備



**あおり運転をした場合**

**1 妨害運転（交通の危険のおそれ）**

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**違反点数25点** | **免許取消し**（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

---



**あおり運転のせいで危険が生じた場合**

**2 妨害運転（著しい交通の危険）**

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

**違反点数35点** | **免許取消し**（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）  
 相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日

